

「急いでいるときこそ一呼吸 譲る気持ちで運転を」 H26年度最優秀交通安全標語

1. 「ラウンドアバウト」という言葉をご存知でしょうか？

信号機がない丸い形の交差点のことです。ヨーロッパでは見られるのですが、日本ではあまりなじみがないと思います。とは言うものの、丸い形の交差点は日本全国の32都道府県に140箇所程度存在しています。

2013年6月14日、ラウンドアバウトが「環状交差点」の名称になり、「環状交差点」の定義、左折・右折・直進・転回の方法、他の車両等との関係、の3点が道路交通法の改正によって明確にされたそうです。

そして、2014年9月1日に、改正道路交通法が施行され、8都府県の34箇所でラウンドアバウト(環状交差点)が指定され、運用が始まりました。

運用が始まったラウンドアバウトは宮城県19箇所、長野県と愛知県が各4箇所、静岡県3箇所、東京都、茨城県、京都府、大阪府が各1箇所ずつです。

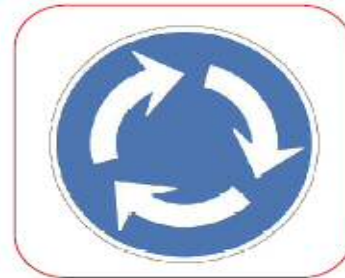
さらに、今年度中に15箇所が整備される予定です。

2. 安全運転のポイント

交通事故の多発地点である交差点を右回りのドーナツ型にすることで、出会いがしら事故の防止などが期待される新たな交差点「環状交差点」の通行方法が明確化されました。交差点出入時、通行時のルールや他車との優先関係などを理解して、安全でスムーズな走行をしましょう。

■環状交差点とは

環状交差点とは、車両の通行する部分が円形状になった交差点で、右の道路標識等によって車両が右回りに通行することが指定されているものを言います。信号機が無いことによる待ち時間の減少や、車両の交わる地点の減少による事故の減少が期待されています。



環状交差点の標識

■環状交差点の通行ルール

●右回り通行

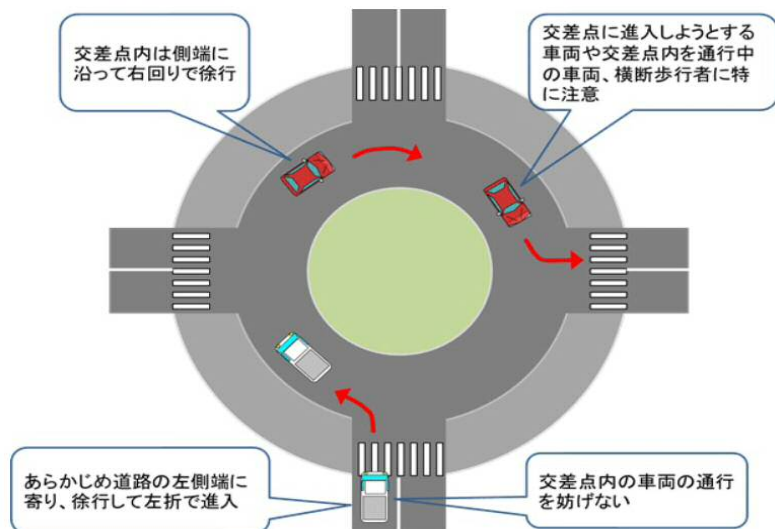
交差点に入る時は、あらかじめ出来る限り道路の左端に寄り、徐行して進入してください。環状交差点内は、右回り(時計回り)に通行し、出来るだけ交差点の側端に沿って徐行する。

●環状交差点内優先

環状交差点内は、交差点内を通行している車両が優先ですので、交差点内を通行する車両の進行を妨げないようにする。

●合図の方法

環状交差点から出ようとする地点の直前の出口の側方を通過した時に、左側の方向指示器を操作し、交差点を出るまで合図を継続する。



■罰則

●環状交差点左折等方法違反

2万円以下の罰金又は料料  
基礎点数: 1点 反則金: 4千円(普通・二輪車)

●環状交差点通行車妨害等

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金  
基礎点数: 2点 反則金: 7千円(普通車)

●環状交差点安全進行義務違反

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金  
基礎点数: 2点 反則金: 9千円(普通車)

